

事業計画書

【注意事項】

1 部あたり 50 ページ程度を限度に作成してください。

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

＜記載場所＞

地域ケアプラザは、地域包括ケアシステムの中核的な施設として、高齢者、子ども、障害者を含む地域住民の生活を支える重要な役割を担っています。高齢化社会が進む中、地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための支援を提供するため、以下のような具体的な取組が必要と考えています。

1. 地域包括ケアシステムの推進

地域ケアプラザは、地域包括支援センターとして機能し、医療・介護・福祉の連携を促進するハブの役割を果たします。例えば、高齢者が必要な支援を適切に受けられるよう、医療機関や介護サービス事業者、地域ボランティアとのネットワークを構築します。また、ケアマネジャーによる個別相談やケアプランの作成を通じて、利用者のニーズに沿ったサービス提供を推進します。

2. 高齢者支援

高齢者に対しては、健康維持と社会的孤立の解消を目的とした取り組みが重要です。具体的には、健康教室や運動プログラム、趣味活動の場を提供し、地域住民同士の交流を促進します。また、認知症カフェの運営や家族向けの相談会を実施し、認知症支援の体制を強化し、さらに見守り活動や安否確認サービスを通じて、地域全体での安心安全を確保します。

3. 子ども・子育て支援

地域ケアプラザは子育て家庭の支援拠点としても機能し、親子が気軽に集える場を設け、子ども向けのイベントや学習支援プログラムを提供します。また、子育てに関する悩みを相談できる環境を整備し、育児ストレスの軽減に努め、地域の学校や保育園との連携も図り、地域全体で子育てを支える仕組みを構築します。

4. 障害者支援

障害者に対しては、障害者の自立した生活の支援と社会参加の促進を目的とした取り組みが求められます。地域の事業所や団体と連携して障害者の居場所づくりとして、誰もが参加できる交流イベントを開催し、地域住民の理解促進を図り、相互の良質な関係構築を図ります。

5. 地域住民の参画促進

地域ケアプラザは、住民が主体的に地域づくりに関与できる仕組みを支えることも重要です。ボランティア活動の募集・育成や地域の課題を共有する場の提供を通じて、地域住民の力を引き出し、特に、高齢者や子育て世帯、障害者が安心して暮らせる地域社会を構築するため、地域の

特性を活かした柔軟な対応をしていきます。

結論

地域ケアプラザの指定管理者として、地域住民の多様なニーズに応えるべく、医療・福祉・教育など幅広い分野との連携を強化しながら、住民が安心して暮らせる環境づくりを推進することが重要であり、このような取り組みを通じて、地域包括ケアシステムの実現に貢献します。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

<記載場所>

1. 地域の特色と魅力

横浜市旭区上白根町は、自然豊かな環境に恵まれ、四季の森公園やズーラシアなどの観光資源を有するエリアです。市営団地や住宅街が広がり、落ち着いた暮らしやすい地域です。近隣には商業施設や公共交通機関が整備され、利便性も兼ね備えています。

2. 地域課題の特定

・高齢化の進行

旭区の平均以上に、上白根地区は高齢化率が高く、独居高齢者の増加や介護ニーズの多様化が進行しています。

・子育て支援の不足

子育てに関する相談体制の整備が課題となっています。

・地域コミュニティの希薄化

独居世帯や、生活支援世帯、障害者を抱える世帯が多い地域であり、それに加えその世帯の高齢化が進んでいる為、地域内での交流が減少しており、住民間のつながりをどう維持・強化するかが問われています。

・交通アクセスの課題

地域内の公共交通の利便性はある程度確保されていますが、高齢者や障害者にとって移動手段が制限されるケースが見られます。

3. 将来像

きらっとあさひプラン「地域で支え合い 安心して自分らしく暮らせるまち」を元に、地域福祉保健計画上白根地区の目標として、「ともに声をかけ合い、ともに助け合い、ともに考え、ともに育ち、ともに生きる街」を以下の通り目指しています。

・地域全体で協力して「あいさつ」活動

・地域全体で協力して「見守り」活動

・地域全体で協力して「防災」活動

・地域で暮らす人々が支え合い助け合う地域の実現

4. 具体的な取組計画

- ・きらっとあさひプラン地域福祉保健計画・上白根地区計画を地域と一体となって実現させます。
- ・ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビを充実させ、公共施設や商業施設、自然環境、交通アクセスなど、地域内の資源の情報を更に充実させ、その利用状況や課題を可視化します。
- ・高齢者支援の強化。地域包括ケアシステムを活用し、介護予防教室を展開、地域住民による見守り活動を組織化し、独居高齢者の安全を確保します。
- ・子育て環境の整備。学校や放課後キッズクラブと連携し、子ども食堂など、子供の居場所を検討する地域会議の実施、その他親子向けイベントや子育てサロン、夏休み・冬休み子ども工作クラブなどを充実させていきます。
- ・地域コミュニティの活性化
住民が参加しやすいイベントやワークショップを開催し、住民同士の交流を促進します。
若年層や新規転入者、外国人が地域活動に参加できる仕組みを構築していきます。

5. まとめ

上白根地区の特色を生かし、地域住民や関係者との連携を強化することで、地域課題を解決しつつ持続可能な未来を築きます。地域全体で支え合う仕組みを作ることが、この地域の魅力と住みやすさをさらに高める鍵となります。

計画の進捗状況を定期的に評価し、住民や関係者からのフィードバックを基に改善を図ります。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

<記載場所>

地域ケアプラザは、地域包括ケアシステムを推進するために、多様な関係団体や機関と連携する必要があります。上白根地区においても、地域住民が安心して暮らせる環境を整えるために、行政や社会福祉協議会、関係機関、地域団体、他の地域ケアプラザとの協働が不可欠です。以下に、具体的な連携の方針と取り組みを示します。

1. 地域住民との連携

地域住民の声を聴き、主体的な参画を促すことで、地域の実情に即した支援を提供します。

支えあい連絡会を通して地域住民の代表者を含む会議を定期的に開催し、課題の共有や意見交換を行います。

住民ボランティアの育成：見守り活動や地域イベントを通じて、地域住民が主体的に活動できる仕組みを構築します。

2. 行政との連携

旭区役所と密接に連携し、地域ケアプラザの機能を最大限に活用します。

情報共有と課題解決には、行政が提供するデータや施策と地域ケアプラザの活動を連動させ、効果的な支援体制を構築します。

防災・災害時の対応：行政との連携により、福祉避難所としての役割を強化し、災害時には地域住民への迅速な支援を実現します。

3. 旭区社会福祉協議会との連携

旭区社会福祉協議会は、地域福祉の推進において連携することは重要です。

地域福祉保健計画を共有し社協が策定する計画と地域ケアプラザの取り組みを連携させ、地域課題の解決に向けた具体的な活動を実施します。

4. 関係機関との連携

医療機関、介護事業者、教育機関など、地域住民の生活を支える多様な機関と協働します。

医療機関等との情報共有により、高齢者や障害者が適切な医療・介護サービスを受けられるよう支援します。

小学校や保育施設、放課後キッズクラブと連携し、子どもの学習支援や夏休み・冬休みの工作クラブ、親子イベントを展開します。

5. 地域団体との連携

自治会や町内会、商店街など、地域に根ざした団体と協力して、地域全体の活性化を図ります。

自治会との協働については、地域の安全・防犯活動や清掃活動を共同で実施し、住みやすい環境を整えます。

商店街との連携については、西ひかりが丘商店街の障害者喫茶カプカプなどと地域イベントを共催するほか、SOS ネットワーク等で商店街や商店と連携します。

6. 他の地域ケアプラザとの連携

他の地域ケアプラザとの協働は、相互に学び合い、地域課題を解決するために重要です。

定期的に地域交流コーディネータ連絡会や生活支援コーディネータ連絡会などを通して情報交換を行い、各施設の成功事例や課題を共有します。また、旭陵高校のボランティア説明会などでは、複数の地域ケアプラザが協力し、高校生向けにボランティア説明会を開催したり、高校生のボランティアの受け入れなどを行っていきます。

7. 連携のための基盤整備

ICT の活用について、関係団体や機関との情報共有を円滑にするため、ICT ツールを積極的に導入、活用します。現在は地域ケアプラザ内での使用できるグループウェアを使用し、所内の連携を強化しています。今後開始される、施設予約システムを積極導入を進めていきます。

8. まとめ

地域住民や行政、社会福祉協議会、関係機関、他の地域ケアプラザとの連携を強化することで、地域の課題解決に向けた包括的な支援体制を構築します。これにより、住民が安心して暮らせる地域づくりを推進していきます。

(4) 合築施設との連携について ※ 今宿地域ケアプラザのみ対象。

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

<記載場所>

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

<記載場所>

当法人は、横浜市旭区上川井町に法人本部を置き、1998年に2つの施設と55名の職員で、キリスト教の精神に基づいた事業運営を目指してスタートしました。現在は、横浜市内に高齢者福祉事業と児童福祉事業（7施設、14事業）及び沖縄県浦添市で障害者福祉事業（2施設4事業）を展開しています。

当法人が掲げる「いのちを敬い いのちを愛し いのちに仕える」という理念には、「いのち」は、ご利用者が歩んでこられた時間、築いてこられた人間関係、これから作り上げていく人生そのものであるという考え方があります。その「いのち」に対して謙虚な姿勢で寄り添うことが福祉事業の基本であると考えます。そのような関わりの中で、ご利用者おひとりおひとりが毎日の生活に温もりを感じ、明日への希望を持つことができれば幸いです。

これからも、私たちはご利用者の幸せと平和で住みやすい地域社会づくりのために貢献できる法人として努力して参ります。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

<記載場所>

現在、当法人の予算執行状況は全体として良好であり、計画に基づく効率的な運用を実現しています。また、法人税やその他の公的負担金についても滞納は一切なく、法令遵守を徹底し、税務上の信頼性を維持しております。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、収益構造に大きな変化が生じ、経営環境は厳しい状況が続いています。この影響を受け、財政状況は一時的に悪化しましたが、迅速な対応策を講じることで、現在は健全性を一定程度取り戻しております。たとえば、コスト削減の徹底、事業ポートフォリオの見直しなどを行い、経営基盤の強化に努めています。

安定した経営基盤の構築については、引き続き取り組みを進めており、着実に成果を上げつつありますが、まだ道半ばの状態です。持続可能な運営の実現を目指し、リスク管理体制の強化や人材育成、既存事業の収益力向上を図るとともに、新たな挑戦を続けています。これにより、長期的な成長と安定を実現するための土台をさらに強固なものとする計画です。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

<記載場所>

当地域ケアプラザでは、所長の交代は今後5年間は想定しておりません。今後安定した運営行っ

ていく予定です。現在の職員体制では、若手の保健師が新たに着任しており、フレッシュな視点とエネルギーをもたらしています。また、社会福祉士は経験豊富な職員が従事し、専門的な支援において高い実績を上げています。生活支援コーディネータは4年勤務を経て、業務の効率化と地域との連携で油が乗ってきており、さらなる活躍が期待されています。一方で、地域交流コーディネータは最近交代となり、今後の成長に期待しております。

大きな懸念点として、主任ケアマネジャーが令和6年退職により欠員となっており、早急に代替要員の確保が必要です。この状況を踏まえ、当プラザでは職員の人員配置や勤務体制を見直しつつ、業務の分担を工夫し、サービスの質を維持しています。同時に、必要な有資格者・経験者の確保に向け、以下の対策を講じています。

1. 法人内やグループ会社内での異動が可能か検討
 2. 長期的にはあるが、研修制度の充実と人事考課制度を利用して若手職員のスキルアップ
- その他、柔軟な雇用条件の提示し、多様な働き方に対応した職員制度を設け時代に即した雇用を目指していきます。

これらの取り組みにより、地域ケアプラザの運営体制を強化し、地域住民の多様なニーズに応える体制を構築していきます。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

<記載場所>

地域ケアプラザでは、その機能を最大限に発揮するため、計画的な人材育成と研修を推進しています。全職員が、地域ケアプラザおよび地域包括支援センターにおける必須研修に参加し、業務に必要な基本的知識とスキルを確実に習得することを徹底しています。また、職員の主体性を尊重し、スキルアップを目的とした個人希望の研修への参加も積極的に支援し、多様な専門性の向上を図っています。

研修計画では、以下の3つの柱を中心に据えています。

1. 基礎力の強化：新人職員に対しては、地域ケアプラザの役割や業務の基礎知識を習得するための研修を実施しています。
2. 専門性の向上：中堅職員には、地域包括ケアや福祉分野の専門知識を深める研修を提供し、即応力と解決力を養います。
3. 管理能力の育成：管理職候補者にはリーダーシップ研修を実施し、チーム運営や業務改善に取り組む力を育成します。

また、研修内容の振り返りを重視し、学んだ知識やスキルを日々の業務に反映させるためのフォローアップ体制も整備しています。これにより、地域住民に寄り添ったサービスを提供するための職員育成を推進し、地域ケアプラザの役割を確実に果たせるよう努めてまいります。

なお、非常勤職員など集合研修に参加できない場合は、ビデオ研修や伝達研修を実施しています。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

<記載場所>

当施設では、施設及び設備の安全確保及び長寿命化を目的とし、定期的な維持保全および修繕活動を計画的に実施しています。具体的には、12条点検・施設管理者点検・毎月ビル管理委託業者による巡回点検を実施し、異常や劣化の早期発見に努めています。これにより、重大なトラブルの発生を未然に防ぐことを目指しています。点検作業は、決められたルールや基準に則り着実に行為れており、結果については記録を詳細に残し、管理の透明性を確保しています。

また、軽微な破損や劣化が発見された場合には、速やかに小破修繕を行う体制を整えています。

なお特別な問題が発生した際には、旭区役所福祉保健課に迅速かつ適切に相談し、対応策を協議の上、実行に移しています。これらの取り組みを通じて、施設利用者の安全と快適性を確保しつつ、建物の資産価値の維持にも努めています。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。
※急病時の対応など。

<記載場所>

当施設では、事件事故の未然防止および緊急時の迅速な対応を目的として、以下の体制を整えています。まず、防止策として、施設内外の定期的な安全点検を実施し、危険箇所や改善が必要な事項を速やかに是正しています。また、職員への安全教育および防災訓練を定期的に行い、全員が危険を察知し適切に対応できる能力を養っています。特に、防犯対策としては、出入り口や施設内の施錠管理の取り組みを徹底しています。

緊急時の対応については、常勤職員が確認できる鍵付きの場所にエマージェンシーノートを設置し、全職員にその内容を周知しています。このノートには、緊急連絡先一覧、AEDの使用法、人命救助の手順、交通事故および物損事故の対応マニュアルが綴じられており、緊急事態における行動を明確に示しています。また、定期的に研修を実施することで、全職員がエマージェンシーノートを適切に活用できるようにしています。

これらの取り組みにより、事件事故の発生を最小限に抑え、万が一発生した場合でも迅速かつ適切な対応を行える体制を確立しています。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

<記載場所>

地域ケアプラザでは、区防災計画に基づき、災害時に福祉避難所を円滑に開設および運営できるよう、事前準備と日頃の訓練を徹底しています。令和元年には、公開訓練を実施し、その結果を反映したマニュアルを適宜更新することで、現場の実情に即した運営体制を整備しています。

発災時の対応としては、職員の迅速な参集を確保するための連絡体制を確立しており、緊急連絡網を使用して速やかに参集指示を伝達します。参集後は、あらかじめ定められた役割分担に基づき、避難所の設営、要配慮者の受け入れ、物資の配布、状況把握と報告を行います。また、災害時に特に配慮が必要な高齢者や障害者のニーズに対応するため、職員の福祉スキルを活かし、適切なケアを提供します。

日頃の備えとして、毎年、旭区高齢障害支援課が主催する訓練や市社会福祉協議会（市社協）などが実施する福祉避難所開設訓練に職員が参加し、実践的なスキルを習得しています。これらの訓練を通じて、実際の災害時に即応できる知識と技術を磨き、地域との連携を強化しています。

これらの取り組みにより、発災時に迅速かつ的確に福祉避難所を運営し、地域住民の安全と安心を確保する体制を構築しています。

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

<記載場所>

当施設では、震災や風水害などの自然災害、さらには感染症の発生・まん延に備えた包括的な取り組みを実施しています。自然災害に対応するため、事業継続計画（BCP）を作成しており、地震や風水害発生時に迅速かつ的確に対応できるよう、避難経路や避難場所の確認、必要物資の備蓄を徹底しています。感染症への対応についても専用のBCPを作成し、感染症のまん延を最小限に抑えるための手順や行動指針を明確化しています。

これらのBCPは職員全員に周知されており、毎年1回の卓上訓練を通じて、計画の実効性を検証し、改善を図っています。自然災害用の卓上訓練では、発災時の情報収集、避難誘導、安否確認、復旧計画の実行に至るまでのシナリオを想定し、迅速な意思決定と対応を練習しています。

一方、感染症用の卓上訓練では、感染者発生時の感染拡大防止策の実施、関係機関への連絡手順などを確認し、現場での対応力向上を図っています。

また、災害や感染症対策に関する情報は職員間で共有し、必要に応じて計画を見直しています。これにより、災害や感染症発生時にも利用者の安全と安心を確保し、地域社会における信頼を維持する体制を整えています。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

<記載場所>

ケアプラザは、圏域の利用者またはその家族が高齢者介護等に係る相談をする際の最も身近な窓口であり、その後の予防・介護事業サービス提供の起点となる重要な役割を担っています。

その業務運営にあたっては一人ひとりの職員の言動を含め、利用者等また他の事業者からの不信を招くことがないよう、公正・中立性をもって対応しています。

具体的には、地域包括支援センターは介護支援専門員（居宅介護支援事業者または小規模多機能型居宅介護事業所）の選定に関わる相談を受けた場合、相談者に対し、事業者一覧表等を提示するなど複数の選択肢があることを示したうえで、相談者の意思を尊重し、最終的に相談者が選定の判断を行うことができるよう案内を行っています。

圏域における介護支援専門員への支援について

地域包括支援センターにおいては、圏域に係る介護支援専門員との信頼関係の構築に努めるとともにネットワークを構築し、また相互に情報の提供・収集、共有に努め、さらに地域包括支援センター業務全般に生かしています。

包括的支援事業の「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」において、介護支援専門員が活動しやすい環境整備としての地域住民・関係機関との連携支援、介護支援専門員からの相談への助言、新任の介護支援専門員の育成支援を行っています。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

＜記載場所＞

当施設では、利用者の意見、要望および苦情を適切に受け付け、改善につなげるため、以下の取り組みを実施しています。まず、目安箱を玄関に設置し、匿名でも自由に意見を投稿できる環境を整えています。また、ホームページや広報誌において苦情受付の窓口を明示し、必要に応じて電話や対面での相談にも対応可能です。さらに、毎年、施設利用者に対してアンケート調査を実施し、施設の運営やサービスに関する課題や要望を具体的に把握しています。収集した意見や苦情に対しては、迅速かつ誠実に対応し、改善が必要な項目については計画的に対処します。改善内容については、掲示板や広報誌などを通じて利用者へ報告し、透明性を確保しています。今後も利用者の声を基に、より良いサービス提供を目指して継続的な改善を図ります。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

＜記載場所＞

個人情報保護については、全職員を対象に、入職時研修と毎年の定期研修を実施し、個人情報の適切な取り扱いに関する意識と知識の向上を図っています。また、地域住民等に信頼を得るため、情報公開請求に迅速かつ適切に対応し、透明性の高い運営を推進に心掛けています。

さらに、人権尊重に関する取り組みとして、職員を対象に差別やハラスメントの防止に関する取り組みを就業規則に載せ、その研修を行い、多様な価値観や文化を尊重した業務遂行を徹底しています。

具体的には、個人情報の保護強化を目的に、旭区から提出を求められている安全管理措置報告書を

随時更新し、それに合わせて、パソコンシステムへのアクセス管理を厳格化し、情報漏洩防止対策を強化しています。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画、障害者就労施設等からの物品等の調達方針、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

<記載場所>

当施設では、横浜市の重要施策に基づき、地域社会や環境への配慮を重視した取り組みを実施しています。

1. 環境への配慮

横浜市地球温暖化対策実行計画に沿い、省エネルギー設備の活用や日常業務でのエネルギー削減を推進しています。また、「ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画」に基づき、廃棄物の分別やリサイクル可能な資材の利用を徹底し、循環型社会の実現に貢献しています。

2. 障害者就労施設等から

開所以来、エントランスにて目的外使用で登録している障害者就労 NPO 法人カプカプが喫茶コーナーを営業しています。コロナ禍前は、ほぼ毎日営業していましたが、現在は週2日営業となっております。

3. 市内中小企業優先発注

市内中小企業振興条例の趣旨を尊重し、施設運営に必要な物品や業務委託において、地域経済の活性化を目的として市内企業からの調達を優先しています。

4. 男女共同参画の推進

男女共同参画の理念に基づき、多様な働き方を支援し、職員が性別を問わず活躍できる職場環境づくりを進めています。また、育児や介護との両立が可能な柔軟な勤務体制を整備しています。これらの施策に沿った取り組みを着実に進め、地域とともに持続可能な未来を築いています。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

<記載場所>

当施設では、稼働率向上を目指し、利用者への情報提供強化と効率的な貸出運営に努めています。

1. 情報提供の強化

広報誌やホームページ、ブログを活用し、施設の利用方法やイベント情報を定期的に発信しています。

2. 施設利用説明会の実施

施設利用説明会を定期的を開催し、予約方法や利用上の注意点、施設の特徴をわかりやすく説明しています。この場で利用者からの質問を直接受け付けることで、疑問解消や信頼関係の構築に繋がっています。

3. 利便性向上の取り組み

横浜市から提供される予約システムは積極的に導入予定をしています。

4. 国政選挙や地方選挙の投票所として活用

令和6年から国政選挙や地方選挙の投票所としています。これにより、ケアプラザにふだん利用することのない方々がケアプラザに来られ、ケアプラザの機能や役割を知っていただく機会となっています。

これらの施策により、施設の認知度向上と利用者の利便性向上が図られ、稼働率の向上に寄与しています。今後も利用者の声を反映し、さらに効率的な運営を目指していきます。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

<記載場所>

当施設では、高齢者、子ども、障害者など、幅広い分野の相談に対応するため、地域のニーズに応じた包括的な支援体制を整えています。

1. 多様な相談窓口の設置

高齢者や障害者の生活支援、子育てに関する悩みなど、専門知識を持つ職員が対応します。また必要に応じて適切な部署や機関に繋ぐ役割も行っています。また相談者に寄り添った丁寧な対応を心がけています。相談内容に応じて迅速に解決できるよう、相談月報作成システムやケアプラザ独自で作成した相談記録を活用して課題を共有しています。

2. 地域サロン活動の展開

子育てサロンや精神障害者サロン「にこにこ会」などの活動を通じて、相談者が気軽に集い、交流できる場を提供しています。これらのサロンでは、相談だけでなく情報共有や心のケアも行い、孤立感を軽減することを目指しています。

3. 他機関との連携強化

必要に応じて行政機関や医療機関、福祉施設、NPOなどと連携し、適切なサービスへの橋渡しを行っています。また課題の早期発見と解決を図る体制を確保しています。

4. 地域住民との協働

地域住民と協力し、相互理解を深めるための講座等を開催しています。これにより、地域全体で支援の輪を広げ、支え合いの仕組みを構築しています。

これらの取り組みを通じて、地域の誰もが安心して生活できる支援体制の強化に努めています。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

<記載場所>

地域ケアプラザでは、各事業担当者や関連施設との密接な連携を図ることで、地域の課題に迅速かつ効果的に対応し、地域福祉の拠点としての役割を果たしています。

1. 地域ケア会議

個別地域ケア会議では、対象者となる方の関係する機関に加わっていただき、課題解決に向けて話し合っています。1 人の対象者に関わる機関はそれぞれですが、安心センターや精神科医、居宅介護支援事業所などにも参加いただき、連携を行っています。

2. こどもの居場所ミーティング

近隣の保育園や児童家庭支援センター、旭区の子ども家庭支援課、社協などに参加いただき、子ども食堂や子どもを主体としたイベント、また地域の見守るべき児童の情報交換等を行い、子どもを孤立させない取組を行っています。

3. 支えあい連絡会

地域福祉保健計画作成と実施にあたり、地域の施設、学校、自治会、社協等と連携を行っています。ケアプラザは支えあい連絡会の事務局を行っています。

4. 施設連絡会

近隣の福祉施設の代表者に集まっていただき、情報交換や連携強化を行っています。また、年一回秋にひかりが丘健康応援フェスタを開催、上白根地区にある福祉施設を知っていただくとともに、地域の健康促進に寄与しています。

これらの取り組みにより、地域全体で支え合う仕組みを強化し、利用者一人ひとりに寄り添った支援を提供しています。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

<記載場所>

地域福祉保健のネットワーク構築において、関連団体や関連機関との情報共有は重要な基盤です。地域の多様な課題に対応するためには、一つの団体や機関だけでなく、多方面からの協力が必要不可欠です。ケアプラザは支えあい連絡会の事務局として、地域住民や関係者が相互に理解を深め、共通の目標に向けて連携できる環境整備を整えることに重視しています。そのために、区役所の地域支援チームと密に連絡を取り合い、課題や情報を迅速かつ正確に共有しています。ネットワーク構築は、「顔の見える関係づくり」を基本としています。定期的な訪問やイベントを通じて、関係者間の信頼関係を築くと同時に、地域住民が参画できる機会を提供することを心掛けています。また、情報共有においては、単なる通知や報告に留まらず、双方向のコミュニケーションを重視し、相手のニーズや意見を的確に把握出来るよう、職員一同努力をしています。

さらに、地域の特性や課題を踏まえた柔軟なネットワーク運営を心掛けています。支えあい連

絡会を軸に、地域資源の活用や新たな連携の可能性を模索しながら、持続可能な支援体制を構築していくことが目標です。このような取り組みを通じて、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指しています。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

<記載場所>

行政との協働において、区運営方針や区の事業を基にした具体的な取り組みは、地域住民の福祉向上と生活支援の強化に繋がります。現在、区の地区別支援チームと密に連携を取り、地域の課題に対応するための協力体制を築いています。

具体的な取り組みとして、地区別支援チームと共同で高齢者や障害者など、地域の課題に対して、また支援活動について話し合っています。例えば、地域住民の意見やニーズを行政にフィードバックして、課題解決のヒントや改善に役立てています。また、支援チームとの連携により、地域住民が必要とするサービスを迅速に提供できるよう調整しています。

さらに、地域福祉の充実を図るため、地域資源の活用にも取り組んでいます。行政の施策に基づき、地域でのボランティア活動や地域イベントを共催し、住民参加型の支援活動を促進しています。これにより、地域全体で支え合う体制が強化され、住民同士の絆も深まります。

また、地区別支援チームとの連携を通じて、地域の課題に対する早期の対応を可能にしています。行政の方針を地域の実情に合わせて柔軟に実施し、住民の安心・安全な暮らしを支えるための基盤を築いています。このように、行政と密に協力し、地域福祉の向上を目指した取り組みを続けています。

さらに令和元年度から開始した精神科医派遣事業（年6回）の実施により、精神保健福祉的課題が多い地域状況のなかで、ケアプラザにとっては大きな助けとなっている他、この地域で必要な事業となっています。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

<記載場所>

旭区の地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の推進において、私たちは住民、事業者、行政等と協働し、地域の課題解決に取り組んでいます。この取り組みを実現するために、地域に密着した体制を構築し、幅広い協力のもとで活動を推進しています。

まず、事務局としての役割として、地区別計画の策定・推進を担当しています。これには、住民の意見を反映させるための定期的な支えあい連絡会、コア会議、分科会などを実施し、その結果を計画に反映させることが含まれます。住民、事業者、行政の意見やニーズをまとめ、地域に合った福祉保健サービスを提供できるよう調整します。地域の特性や課題を的確に把握するた

め、地区別支援チームのメンバーと共に地域全体の状況を常に確認し、進捗状況を評価しています。

地域の課題解決に向けた体制としては、住民と行政、そして地域の事業者、自治会との協力体制が非常に重要です。私たちは、地域住民と直接関わることで、彼らの声を取り入れ、行政と連携して実行可能な計画に落とし込んでいきます。また、地域の事業者や施設とも連携し、支援が必要な方々に適切なサービスを届けるために情報共有や協力を強化もしています。例えば、介護施設や地域活動団体との連携を深め、共に地域の福祉を支えるネットワークを構築しています。

コロナ禍で一時的に活動が停滞していたものの、現在では地域の活動が完全に復活しています。地域イベントや福祉活動、健康づくりの取り組みなど、住民が積極的に参加できる機会を増やしています。特に、地区別計画の推進においては、地域の小学生や保育園児との協働が大きな成果を上げています。小学生や保育園児が立派なポスターを作成し、それを地域に掲示することで、地域住民の関心を引くきっかけとなっています。このような活動を通じて、地域の子どもたちが福祉に関心を持ち、地域の一員としての責任感を育むことも併せて出来ているかと思っています。

また、地区別支援チームは、地域ごとに異なるニーズに対応するため、よりきめ細やかな支援を行っています。これには、高齢者支援、子どもや若者の福祉、障がい者支援など、多岐にわたる分野にわたる活動が含まれます。例えば、高齢者の介護予防や孤立防止を目的としたイベントの開催や、子どもたちが安全に遊べる場所を提供する活動などを通じて、地域全体の福祉向上を図っています。

今後は、地域住民の意識をさらに高め、持続可能な地域づくりを目指して、住民主体の活動をさらに促進していく予定です。住民一人ひとりが地域の課題解決に積極的に関わることで、より良い地域福祉保健環境を実現し、旭区全体の福祉向上に貢献していく所存です。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

<記載場所>

1. 高齢者分野

高齢者分野の福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化については、地域の高齢者が自立して健康的な生活を送れるよう支援することが重要です。現状、「介護者の集い」や「介護予防サロン」、「認知症啓発事業」、「シニアライフセミナー」、そして「健康体操」など、多岐にわたる活動を実施しています。これらの活動は、高齢者とその家族が直面する課題に対して実践的な支援を行い、地域全体で支え合う体制を築くことを目指しています。

「介護者の集い」では、介護を担う家族が情報交換を行い、精神的なサポートを得ることができる場を提供しています。また、「介護予防サロン」では、運動や認知症予防を目的としたプログラムを実施し、高齢者が自分の健康を維持できるよう支援しています。これにより、介護予防に対する意識を高め、地域内での健康づくりの輪が広がっています。

「認知症啓発事業」では、地域住民に向けて認知症に関する理解を深めるための講座やイベントを開催しています。この活動を通じて、認知症の予防や早期発見、支援の方法についての認識を高め、認知症患者やその家族が孤立しないよう支援しています。

「シニアライフセミナー」では、高齢者の生活に役立つ情報を提供し、社会参加や自己実現の機会を増やすことを目指しています。また、「健康体操」では、身体機能を維持するための運動を取り入れ、参加者の健康状態の向上に貢献しています。

今後は、これらの活動が自主化できるか検討していく仕組みを構築していくことを目指します。地域住民やボランティアと連携し、持続可能な活動を推進することで、高齢者が安心して暮らせる地域づくりを進めていきます。

2. 子ども分野

子ども分野の福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化に向けた取り組みは、地域の未来を担う子どもたちに対する支援を強化する重要な活動です。現状、夏休みや冬休み期間中に子ども工作クラブを開催し、子どもたちが創造力を発揮できる場を提供しています。これにより、子どもたちは楽しみながら学び、地域住民とも交流を深めています。また、地域住民との交流会ではモルックを行い、地域の大人と子どもが一緒になって楽しむことで、地域のつながりを強化しています。

今後、子ども食堂の取り組みを進めていく予定です。子ども食堂は、地域の貧困や孤食問題に対応する重要な活動であり、子どもたちが安心して食事を共にできる場を提供することで、家庭の支援にもつながります。この活動を通じて、子どもたちの健康と社会性を育むことができると考えています。

また、ケアプラザの自主事業として、小学生への学習支援を充実させていきたいと考えています。現在、貸館事業では学習支援が行われていますが、ケアプラザの自主事業として、地域の子どもたちにより良い学習環境を提供することを目指します。ボランティアの協力を得て、個別の学習支援やグループでの学習活動を行うことで、学力向上を図り、子どもたちが将来に向けて自信を持てるような支援を提供したいと考えています。

このように、子どもたちに向けた福祉保健活動は、地域住民と共に協力しながら、子どもたちの成長を支える場を作ることを目指しています。

3. 障害児・者分野

障害児・者等の福祉保健活動において、精神障害者サロン「にこにこ会」を月一回開催し、参加者が安心して交流できる場を提供しています。また、言語障害者サロン「ひかりの会」では、言語障害を持つ方々がコミュニケーションを深め、自信を取り戻す機会を設けています。これらの活動は、参加者が社会とつながりを持ち、孤立感を軽減することを目的としています。

これらの活動を自主化するためには、参加者やボランティアが主体的に運営に関与できるよう整えることが重要です。具体的には、活動のリーダーや運営スタッフを参加者の中から選出し、運営スキルを学べる研修やサポートを提供する必要がありますが、実際にはケアプラザの職員が入り、サポートを続ける必要が今後も続くと思われます。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

<記載場所>

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場を提供し、利用促進を図るためには、施設の利用のしやすさや魅力を向上させることが重要です。現在、当施設では多くの活動が行われており、毎年新しい団体が発足しています。令和6年度には、新しい健康体操グループ「気楽来体操」が活動を開始しました。このグループの講師は、以前ヨガ体操や社交ダンスを教えていた経験豊富な先生で、今回無料で指導を提供していただいています。このような経験豊富な講師の協力を得られることは、地域活動の活性化に大きく寄与しています。

利用促進のための具体的な取り組みとして、まず、施設の空き情報を住民に周知しやすくしますことを挙げます。地域の特性からインターネットを使用しても見る事が出来ない方が多い為、利用可能な時間帯を広報誌に載せています。また手軽に利用申請ができる仕組みを整備しています。

さらに、新規団体の立ち上げを支援するため、施設内での見学会は随時行っています。地域住民に活動内容を直接知ってもらい、興味を持った方々が参加しやすい環境を整えていきます。

これらの取り組みを通じて、地域住民が積極的に施設を利用し、より多くの人々が福祉保健活動に参加できる環境を整備していきます。

また、令和6年度から国政選挙・地方選挙の投票所となり、今まで利用した事が無い地域住民の方が、ケアプラザを知る機会となっており、今後の利用希望者が増えてくることを期待しています。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

<記載場所>

ボランティア登録、育成及びコーディネートにおいて、地域住民や学生が安心してボランティア活動に参加できるよう、登録会や説明会、アフターフォローを丁寧に行っています。

現在、毎年1～2回「シニアボランティアポイント登録会」を開催し、高齢者がボランティア活動に参加するきっかけを提供しています。この取り組みは、高齢者の社会参加を促進するとともに、地域全体の支え合いを強化する役割を果たしています。

また、近隣の高校を訪問してボランティア説明会を開催し、若年層へのボランティア意識の向上を図っています。説明会では、地域社会の課題やボランティア活動の意義を伝え、学生が主体的に活動に取り組む意欲を育むことを目指しています。特に、地域の草刈りや施設清掃などの具体的な活動内容を提示することで、参加しやすい環境を整えています。

さらに、ボランティア活動を始めたばかりの方には、職員が付き添い、活動中の不安や困りごとに対応するアフターフォローを提供しています。このサポートにより、参加者が安心して活動に取り組むことができ、長期的な参加につながっています。

今後は、ボランティアのスキルアップを目的とした研修や交流会を実施し、継続的な学びとネ

ネットワークの構築を支援していく予定です。また、地域住民や団体との連携を強化し、より多様な活動の機会を創出することで、地域全体でボランティア活動を支える体制を構築していきます。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

<記載場所>

地域の福祉保健活動に関する情報収集及び情報提供を効果的に行うために、各専門職との連携を強化しています。生活支援コーディネータや地域交流コーディネータ、地域包括支援センターの保健師等と協力し、地域で活躍する団体や人材の情報を収集しています。これにより、地域の現状やニーズを的確に把握し、課題解決に向けた具体的なアプローチを行うことが可能となっています。

情報収集は、地域内で実施される会合やイベントへの参加、アンケート調査の実施、関係者との定期的な意見交換などを通じて行われます。収集された情報をもとに、地域のニーズに応じて迅速に対応できる体制を整えています。

収集した情報は、必要な期間や場所に適切に提供されます。例えば、地域住民には広報誌やホームページ、ブログ等を通じて分かりやすく発信しています。また、関連団体や行政機関には、地区別支援チームや各種会議や報告書を通じて、より詳細な情報を提供しています。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

<記載場所>

担当地域のアセスメントを行うにあたり、下記に挙げる複数の手法を総合的に用いることにより、高齢者の生活上のニーズを正確に把握できるよう努めています。

1. 住民からのヒアリング

地域の住民から直に話をうかがって、高齢者が生活の中で困難と感じていることを把握します。具体的な困り事にくわえて心理的・感情的ニーズも含めて丁寧に聴き取りを行います。聴き取りの相手は、自治会役員、民生委員、地域活動者等、地域で役割を担う方のみに止まらず、地域サロンやサークルにも積極的に顔を出して、できる限り多くの方と接しながら広範囲に情報を収集することで、偏りの無いニーズ把握を行います。住民をまじえた協議体や懇談会はもとより、ケアプラザ来館者との雑談や館外での立ち話など、あらゆる機会を捉えて地域住民の日頃の思いを汲み取るように努めます。

2. 数値データの分析

行政より提供を受ける各種のデータ（人口、世帯数、年齢構成、独居率、介護認定率等）に加え、横浜市の統計情報ポータルも参照しながら、地域住民の特性について客観的な把握を行

います。単年度のデータを確認するのみでなく、過去にさかのぼって通時的な視点で数値の変化を追うとともに、他地域や区域および市域のデータとの共時的な比較を行うことで、地域特性をより正確に理解し、将来の動向を予測することで、現在ならびに今後の生活ニーズを抽出します。

3. 情報の可視化と共有

把握したニーズについて、随時アセスメントシートに記録して可視化をはかり、所内の多職種と共有して意見交換を行うことで客観性を高めます。また、アセスメントを通じて得た仮説を住民とも共有し、フィードバックを受けることで、より生活者の意識に沿ったニーズ把握に努めます。

以上の方法を繰り返し用いてアセスメント結果を随時更新することで、地域の変化に応じた最新のニーズ把握に努めます。また、複数の視点からの情報や意見を反映させることで、地域の高齢者の多様な生活ニーズについて包括的な理解をはかります。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

<記載場所>

多様な主体による社会資源の把握・分析は、地域課題を効果的に解決するために重要です。当ケアプラザでは、以下の具体的な取り組みを実施しています。

まず、民間企業やNPO法人を含む多様な主体とのネットワークを構築するために、「SOS ネットワーク」の協賛店を拡充する活動を行っています。新たな協賛店の開拓は、店舗や団体に直接訪問して協力を依頼する形で進めています。また、既存の協賛店には毎年挨拶回りを実施し、日頃の感謝を伝えるとともに、活動の現状や課題を共有し、協力体制を強化しています。

次に、社会資源の分析を深めるため、地域に存在するサービスや活動の情報を定期的に収集・整理しています。具体的には、地域包括支援センターの職員や生活支援コーディネータ、民生委員と協力し、地元の福祉活動や健康支援グループを訪問し、活動内容や参加状況を把握します。また、ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビを活用して、提供されるサービスの種類や対象者を分類し、地域住民のニーズに対応できるような分析を行っています。

これらの取り組みにより、地域に根差した多様な社会資源の効果的な活用が進み、住民の福祉や健康を支える基盤が強化されています。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

<記載場所>

当ケアプラザでは、目指すべき地域像を地域住民と共有し、地域活動・サービスを創出・継続・発展させるため、「支えあい連絡会」を中心に協議体を運営しています。

目指すべき地域像は、支えあい連絡会で策定された、地域福祉保健計画の地区計画に基づき、

「誰もが安心して暮らせる地域」です。この計画は、地域住民の意見や地域課題を反映しながら、地域の方向性を明確にしています。

支えあい連絡会を円滑に運営するため、コアメンバーが集まる「コア会議」を必要に応じて開催し、重要事項や課題解決の方針を議論しています。また、支えあい連絡会内に設置された分科会である「あいさつ活動委員会」「見守り活動委員会」「防災委員会」は、それぞれの専門分野に応じた具体的な活動を適宜実施しています。

例えば、「あいさつ活動委員会」では、地域住民間のつながりを強化するための挨拶運動を展開し、小学校や地域の保育園、自治会、地区社協と連携した啓発活動を行っています。「見守り活動委員会」では、高齢者や障害者の見守り活動の体制を整備し、必要に応じた支援が提供できるよう努めています。「防災委員会」では、各自治会や施設で行っている防災訓練のやり方を共有したり情報交換など、新たな知識を得るための活動を行っています。

これらの取り組みを通じて、地域住民が主体的に活動に参加し、地域福祉の充実と持続的な発展を目指しています。

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

<記載場所>

高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチング支援について、当ケアプラザでは以下のような取り組みを行っています。特に市営団地にお住まいの高齢者には、市営ひかりが丘住宅生活援助員派遣事業（LSA）を活用し、日常的な困りごとや見守り活動を行う生活援助員に繋ぐ支援を行っています。また、他地域にお住まいの高齢者についても、生活援助員が配置されているエリアであれば、そのサービスに繋がっています。

さらに、地区社会福祉協議会が運営する「ちょこっとボランティア・ひかりサポート」を活用し、短時間で対応可能な支援を提供したり、ゴミ出しの支援が必要な家庭には横浜市の「ふれあい収集」事業に繋げることで、生活の困難を軽減しています。これらの取り組みを進めるために、地域内の社会資源情報を幅広く収集し、生活ニーズに応じて最適なサービスを選択し、迅速にマッチングを行っています。

これらの活動により、高齢者が安心して暮らせる地域づくりを推進しています。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

<記載場所>

地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業について、当ケアプラザでは地域性を踏まえた対応を重視しています。当該地域は高齢化が進行し、独居者、生活保護受給者、精神障害を抱える方が多いという特徴があるため、特に生活上の孤立や精神的な支援の必要性が高い

状況です。これに対応するため、定期的に個別地域ケア会議を開催し、多種多様な社会資源や多職種と連携した支援体制を構築しています。

個別地域ケア会議では、訪問介護事業者、医療機関、福祉団体、地域住民などと情報共有を行い、個々のケースに応じた具体的な支援方針を策定しています。また、相談窓口として地域住民が気軽にアクセスできる環境を整備し、相談内容に応じた迅速な対応を心掛けています。例えば、生活支援が必要な場合は生活援助員派遣事業や地域ボランティアとの連携を図り、精神的なケアが必要な場合には専門医や精神科医療機関と協力して対応しています。特に、精神科医派遣事業の実施により、当ケアプラザにとって、またこの地域にとっても、大きな助けとなっています。

地域住民の声を反映しつつ、新たな課題に応じた支援プログラムを随時見直し、包括的で柔軟な支援体制を継続的に強化することで、安心して暮らせる地域づくりに貢献しています。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

<記載場所>

地域包括支援センターでは、地域の特性を踏まえ、認知症支援事業を包括的かつ効果的に展開しています。当地域は高齢化が進み、認知症の方やその家族への支援ニーズが高まっているため、地域全体での認知症に対する理解促進と支援体制の強化が重要と考えています。

まず、毎年9月のアルツハイマー月間には、認知症への関心と理解を深めるための集中的な周知活動を実施しています。例えば、「ユマニチュード」に関する説明ビデオの上映会を開催し、認知症ケアの重要な視点を地域住民や介護者に紹介しています。これにより、認知症への正しい理解と接し方を広めるとともに、認知症の方が安心して暮らせる地域環境を目指します。

また、認知症の方の早期発見と適切な対応を図るため、SOS ネットワークの運用を行っています。行方不明時の迅速な対応や情報共有体制を地域の関連機関と構築し、認知症の方とその家族の安心を支えています。

さらに、年に2回の認知症サポーター養成講座を実施し、地域住民を対象に認知症への理解を深める機会を提供しています。これに加え、一般職員に対しても認知症基礎研修を行い、認知症の方への対応スキルを向上させています。

令和7年度からは、チームオレンジの活動を積極的に展開する予定です。この活動では、専門職や地域住民が連携し、認知症の方の生活を包括的に支援します。例えば、定期的な見守り活動や相談会の実施、認知症の方と家族の負担を軽減するための具体的な支援プランの作成などを行います。これにより、地域全体で認知症の方の生活を支える仕組みを強化します。

これらの取り組みを通じて、認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括支援センターとして役割を果たしていきます。地域住民、関連機関、多職種との連携をさらに深め、地域全体で認知症支援を推進することで、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

<記載場所>

地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業について、当ケアプラザでは地域性を考慮し、以下のような取り組みを展開しています。当地域では、高齢化に伴い身寄りのない方や判断能力が低下している方への支援ニーズが高まっているため、行政、区社会福祉協議会、関係団体と緊密に連携し、迅速かつ適切な支援を提供しています。

具体的には、身寄りのない高齢者や判断能力に不安がある方に対して成年後見制度の活用を推進しています。相談を受けた際には、本人の意向や生活状況を丁寧に把握し、必要に応じて家庭裁判所への申立てや後見人候補者の選定を支援します。また、制度利用がスムーズに進むよう、区社協や行政と協力して手続き全般をサポートしています。

さらに、地域ケア会議を定期的に開催し、本人の生活上の課題や権利擁護の必要性について、多職種や関係機関と意見交換を行い、個別の支援計画を策定しています。この過程で、生活保護や福祉サービスの適用が必要な場合にも、適切な支援につなげています。

これらの取り組みに加え、民生委員や地域住民への啓発活動として、消費者被害防止や虐待防止に関するセミナーを実施し、高齢者を守るための意識向上を図っています。地域全体で高齢者の権利を尊重し、安全で安心な暮らしを支える仕組みづくりに取り組んでいます。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

<記載場所>

地域包括支援センターの包括的・継続的ケアマネジメント支援事業を地域性に即して展開するためには、現状の取り組みを基盤としつつ、さらなる地域ニーズの把握と関係機関との連携を強化することが重要です。まず、高齢者と障害者世帯へのチームアプローチを進めるために、障害者支援機関との連携を深化させ、個別ケースに応じた対応策を共同で検討する場を定期的に設けています。また、民生委員懇談会における介護保険制度やケアマネジャーの役割の周知活動を継続し、地域住民や関係者の理解を高めるとともに、具体的な事例を共有することで実践的な知識を提供します。

さらに、地域特性に応じた新たな連携体制の構築を目指し、住民主体の活動や地域ボランティアを巻き込んだ包括的支援体制を強化します。他の地域包括支援センターとの合同研修・連絡会については、実践的なケースや先進事例の共有を通じて、地域特有の課題解決に向けたスキルアップを図ります。これらを通じ、地域包括支援センターの基本機能を活かしつつ、地域特性に即した柔軟な支援体制を展開していきます。

■在宅医療・介護連携推進事業

<記載場所>

地域包括支援センターにおける在宅医療・介護連携推進事業を地域性を踏まえて展開するため、既存の取り組みを活用しながら以下のような具体策を進めていきます。

まず、他の地域包括支援センターとの合同研修では、地域の医療機関から講師を招く活動を継続し、さらに多職種連携の具体事例を共有する機会を増やすことで、実践的な学びを深めます。また、医師会や在宅医療相談室が主催する研修情報を広報するだけでなく、参加後のフィードバックを集約し、地域全体で知識を共有する仕組みを強化します。

次に、医療機関や薬局への訪問を定期的に行い、顔の見える関係構築をさらに促進します。訪問時には、地域ケア会議の内容や地域特有の課題について意見交換を行い、現場のニーズを反映した連携体制を構築します。

また、「医療・介護の社会資源マップ」を定期的に更新し、ケアマネジャーや介護事業所への周知に加え、利用者や家族にも分かりやすい形式で提供します。

これらの取り組みにより、地域特性に即した在宅医療・介護連携の推進を図り、利用者が安心して在宅療養を続けられる地域環境を整備していきます。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

<記載場所>

地域包括ケアシステムの実現に向けた地域ケア会議の活用と取り組みについて

地域包括ケアシステムの実現において、地域ケア会議は多職種連携や地域住民との協働を進める重要な場となります。この会議では、介護サービス事業者に限らず、地域住民、民生委員、自治会役員、障害者支援機関など幅広い関係者が集い、多角的視点から地域課題や支援事例を検討します。以下は具体的な取り組み内容です。

1. 多職種連携と住民参加の促進

地域ケア会議では、地域の状況に精通した住民や民生委員、自治会役員などの参加を求め、地域特有の課題を共有します。また、看護学教授や在宅医療相談室、精神科医療ソーシャルワーカーなど専門性を持つ多職種と協働し、事例に応じた実践的な解決策を検討します。このような多様な視点を取り入れることで、包括的かつ持続可能な支援体制を構築しています。

2. 障害者支援機関との連携

地域内における高齢者世帯や障害者世帯が抱える課題に対応するため、障害者支援機関と連携し、チームアプローチを実施します。これにより、高齢者や障害者のニーズを的確に把握し、適切な支援プランを策定します。

3. 地域資源の開発と活用

地域ケア会議を通じて明らかになった課題を基に、生活支援コーディネーターなどと連携し、地域の見守りネットワークやインフォーマルサービスの開発に取り組みます。特に、住民主体の取り組みを支援し、地域資源を有効活用することで、住民が主体的に地域ケアシステムに参

加できる環境を整えています。

4. 行政との連携による施策の推進

既存の施策では対応が困難な課題については、行政との連携を強化し、新たな施策の立案・実行につなげます。例えば、令和元年度より実施されている精神科医派遣事業は、精神科医個別相談会を開催、地域の精神保健課題に対応しています。

5. 地域課題の解決に向けた継続的取り組み

地域ケア会議の議論を通じて、事例ごとの課題解決策を具体化するだけでなく、地域全体の課題解決に向けた中長期的な取り組みを進めます。例えば、高齢者や障害者の孤立を防ぐための見守り体制の強化や、生活困窮者への支援体制の充実を目指しています。

以上の取り組みを通じて、地域ケア会議は地域包括ケアシステムの実現に向けた重要な役割を果たしています。多職種連携と住民参加を基盤に、地域特性に応じた柔軟かつ実効性のある支援を実現していきます。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

<記載場所>

当地域包括支援センターでは、指定介護予防支援事業を適切に実施するため、3職種（社会福祉士・主任介護支援専門員・保健師、ただし主任介護支援専門員は、令和7年1月時点欠員中）に加え、専任の介護予防プランナーを1名配置しています。日常的に行われる会議やコミュニケーションを通じて、ケースごとに綿密な検討を重ね、柔軟かつ適切な対応に努めています。人員の育成については、内部研修や外部の専門研修を活用し、専門性の向上を図っています。

指定居宅介護支援事業者への業務委託は、地域包括支援センターと既に信頼関係を築いている事業者を優先し、委託契約を行います。新たに委託を希望する事業者については、担当ケアマネジャーと十分なコミュニケーションを取り、その能力や習熟度を確認した上で契約を結びます。引継ぎや契約時には、利用者と事業者の間で介護予防の基本的な視点を共有するため、可能な限り同行訪問を実施しています。

また、計画の作成においては、横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業（サービスB）や地域のインフォーマルサービスを適切に活用するため、生活支援コーディネータや地域活動交流コーディネータと連携しています。これにより、利用者の介護予防を支援するだけでなく、地域資源の立ち上げや利用促進にも積極的に取り組んでいます。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

<記載場所>

市や区の方針に基づき、担当地域内の高齢者の健康状態や生活ニーズを丁寧に把握し、介護予

防のきっかけとなる情報提供や活動参加を促進しています。具体的には、地域包括支援センターの保健師、生活支援コーディネータ、地域交流コーディネータ等と密接に連携し、地域の特性に応じた普及啓発や活動支援を行っています。

介護予防事業の普及啓発においては、広報誌や地域イベントでの講話、体験型講座などを活用し、高齢者が介護予防の重要性を実感しやすい工夫をしています。また、地域資源を活かした健康体操や趣味活動、交流サロン等の場を提供することで、継続的な参加を促しています。

さらに、地域における介護予防の取り組みを広げるため、介護予防グループやボランティアの支援にも注力しています。年1回の「ボランティア交流会」を開催し、グループ間で課題を共有し合い、活動を支え合う関係性の構築を目指しています。この交流の場では、成功事例の共有や新しい活動のヒントを得る機会を提供し、地域全体での介護予防の普及を後押ししています。今後も、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域全体で支える介護予防の体制を強化していきます。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

<記載場所>

包括的支援事業を効果的に実施するため、介護サービスのみならず、地域の保健・福祉・医療サービス、ボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるネットワークづくりに取り組んでいます。

具体的には、地域ケアプラザ内の全ての部門（所長、地域包括支援センター、地域活動交流部門、生活支援体制整備事業、居宅介護支援事業、通所介護事業）および当法人受託事業（市営ひかりが丘住宅の生活援助員派遣事業【LSA】）間で、個別および地域の課題を定期的に共有しています。この共有は日常業務や各種会議の場を活用して行い、部門を超えた連携体制を強化しています。

また、地域の全ての関係機関の情報をデータベース化し、支援の対象者や課題に応じた最適なチームアプローチを迅速に構築できる仕組みを整備しています。具体的な事例においては、関係機関とのケアプラザLSA会議を開催し、多職種が専門性を発揮しながら支援内容を調整しています。

さらに、地域住民やボランティア、生活支援コーディネータとの協働を進め、インフォーマルな支援の可能性を拡大します。情報発信や研修会を通じて地域の関係者の理解を深め、信頼関係を醸成し、地域全体で包括的支援を支える体制を構築しています。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

<記載場所>

地域ケアプラザにおける居宅介護支援事業は、公的施設として地域包括支援センターや指定介護予防支援事業者との緊密な連携体制の下で実施されています。担当地域では、高齢者世帯や障害児者世帯、高齢障害者（単身）世帯が多く、精神保健福祉的課題や経済的困窮など複合的な問題が見られます。これらの課題に対応するため、地域包括支援センターと協力し、利用者個々の状況に応じた適切な支援を提供しています。具体的には、利用者の心身の状況や生活環境を的確に把握し、利用者自身の意向や選択を尊重したケアマネジメントを実践しています。自立支援を目指し、必要なサービスや資源を調整しながら、利用者の生活の質を向上させるための支援を行っています。また、指定介護予防支援事業者との連携を通じて、予防的な観点からも地域全体の支援体制の強化を図っています。このように、公的施設としての役割を果たしつつ、地域全体の福祉と健康を支える基盤として機能しています。

(6) 通所介護等通所系サービス事業

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

<記載場所>

地域ケアプラザにおける通所介護事業は、公的施設として地域の福祉と健康を支える重要な役割を担っています。特に、困難な状況にある利用者（例：虐待被害者や経済的困窮者）の受け入れを念頭に置き、地域社会のセーフティネットとしての機能を果たすことを重視しています。本事業では、利用者の生命維持に直結する支援を提供することを基本とし、さらに身体及び生活機能や生活意欲の維持・向上を目指した支援を実施しています。

1. 現状と地域の課題への対応

担当地域では、高齢者世帯や障害児者世帯、高齢障害者（単身）世帯が多く、精神保健福祉的課題や経済的困窮といった複合的な課題が山積しています。この状況を踏まえ、通所介護事業では以下の点に特に配慮した運営を行っています。

- ・個人情報保護と権利擁護を徹底し、利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備。
- ・利用者個々の特性や状況に応じたきめ細かな支援を提供し、地域包括支援センターや他の関係機関との連携を強化。

2. プログラム内容

・通所介護計画の作成

利用者の心身状況や生活環境、希望に応じた通所介護計画を作成。個別対応を徹底し、目標に基づいた支援を実施します。

・生活相談

利用者やその家族からの生活全般に関する相談を受け、課題解決に向けた助言や支援を行います。必要に応じて、他機関と連携した対応を実施します。

・健康状態の確認

来所時にバイタルチェック（血圧、体温、脈拍など）を行い、利用者の体調を把握し、必要な対応を迅速に行います。

- ・機能訓練

利用者の身体機能や生活機能の維持・向上を目指し、運動プログラムを提供。個々の能力に応じた訓練を行い、生活の質を高めます。

- ・レクリエーション

利用者の生活意欲を向上させるため、音楽療法、ゲーム、季節行事など多様なレクリエーション活動を実施。利用者間の交流を促進し、孤立感の軽減を図ります。

- ・昼食及びおやつの提供

バランスの取れた食事を提供。嚥下困難者向けの特別食や個別の食事対応も行っています。

- ・介護支援

入浴、排泄、移動、食事、口腔ケアなど、利用者の日常生活における基本的な介護支援を提供。特に入浴支援では、安全で快適な入浴環境を確保しています。

- ・送迎サービス

利用者の自宅と施設間の安全な移動を確保するため、送迎サービスを提供。利用者の負担軽減を図ります。

3. 運営方針

本事業では、地域の支援基盤としての役割を強く認識し、以下の運営方針に基づいて活動しています。

- ・利用者本位のサービス提供

利用者の尊厳を重視し、選択や意思を尊重した支援を行います。

- ・地域との連携

地域包括支援センターや医療機関、福祉施設、ボランティア団体などと連携し、包括的な支援体制を構築します。

- ・地域資源の活用

地域に根ざした社会資源を活用し、利用者と地域社会のつながりを深めます。

- ・権利擁護と安全管理

利用者の権利を擁護するとともに、安全で安心な環境を提供します。

結論

通所介護事業は、生命維持に直結する基本的な支援から生活意欲の向上を目指した包括的なケアまで、多岐にわたるプログラムを展開しています。公的施設として、地域全体の福祉向上を目指し、利用者一人ひとりの生活の質を支えることを使命としています。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

＜記載場所＞

1、収支計画の基本方針

収支計画は、前期の指定管理期間における運営状況を十分に踏まえ、現状の課題や運営方針を考慮して策定しています。効率的で持続可能な施設運営を目指し、以下の基本方針を掲げています。

- ・人件費の最大活用

職員の質の確保を最優先とし、サービスの質向上に繋がる研修やスキルアップのための費用を計画的に配分しています。また、職員が働きやすい環境を整備することで、離職率の低下とサービスの安定化を図ります。

- ・事業費の効果的な配分

地域ニーズに応じた事業を展開するため、事業費を柔軟に活用し、効果的な運営を推進します。新たな課題に迅速に対応するための予備費も確保しています。

- ・事務費・管理費の削減

適正な管理体制を維持しつつ、経費削減を徹底します。ICT の活用や業務の効率化を進めることで、事務作業にかかるコストの削減を図ります。

2. 利用者サービスのための経費に対する考え方

利用者サービスの質を維持・向上させるため、以下の方針で経費を配分します。

- ・相見積もりの実施による質の確保と経費削減

利用者サービスに必要な物品購入や修繕時には、相見積もりを徹底し、最適な業者を選定します。この際、質を担保しながらも経費削減を目指します。

- ・市内中小企業の優先発注

地域経済の活性化を考慮し、市内中小企業への優先発注を基本方針としています。これにより、地域内での経済循環を促進するとともに、地域に密着した施設運営を実現します。

- ・利用者のニーズに応じた費用配分

高齢者や障害者など、利用者一人ひとりのニーズに応じた柔軟なサービス提供を可能にするため、必要な予算を確保します。

3. 施設特性を踏まえた課題対応

施設の特性を踏まえ、地域ケアプラザが抱える課題に応じた費用配分を行っています。

- ・地域の福祉ニーズへの対応

地域住民の高齢化や多様化するニーズに対応するため、地域包括ケアシステムに沿った事業費を配分します。

- ・地域交流事業の推進

地域住民との交流を促進するためのイベントや講座に対する費用を計上します。これにより、地域コミュニティの活性化を図るとともに、利用者の孤立感の解消を目指します。

まとめ

指定管理料は、施設運営の基盤として、職員の質の向上や利用者サービスの質維持、地域ニーズへの対応に活用されています。収支計画では、過去の運営状況を踏まえた効率的な経費配分を行い、地域に根ざした持続可能な運営を実現します。利用者サービスに関する経費配分では、相見積もりや地域優先の発注方針を通じて質と経済性の両立を図り、地域社会とともに歩む施設運営を目指します。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

＜記載場所＞

地域ケアプラザ運営においては、収支の効率的な活用と運営費の抑制を重要視しています。現状、自主事業の収入を地域ケアプラザ全体の運営費に活用し、地域のニーズに即したサービスの提供を支えています。また、地域包括支援センター運営事業では、介護予防支援事業の収入を中心に運営費に充てることで、介護予防活動や支援業務を効果的に推進しています。

経費削減の取り組みとしては、事業費・事務費・管理費に対し適正な管理を徹底し、無駄を最小限に抑える工夫を行っています。例えば、物品購入時や修繕時には相見積もりを実施し、費用対効果の高い選択を行います。また、ICTを活用した事務作業の効率化により、管理費の低減を図るとともに、職員の負担軽減を実現しています。

さらに、施設運営における経費削減の取り組みと同時に、利用者サービスの質を損なわないよう配慮しています。地域住民や関係機関との連携を強化し、地域全体での資源活用を促進することで、限られた予算内で最大の効果を引き出す施設運営を目指しています。